

在宅療養児支援連携事業実施要領

1 目的

医療的ケアが必要な在宅療養児（超低出生体重児や重症心身障害児の退院後等）は、保護者の負担が特に大きいため、子育て家庭が安心して在宅で生活できるよう関係機関と連携・協働して支援体制の整備を図る。

2 対象者

医療的ケアが必要な在宅療養児（入院中を含む）等とその保護者並びに在宅療養児支援に関わる関係機関

3 実施機関

京都府保健所（分室）

4 実施内容

（1）在宅療養児支援連携手帳の普及

医療・保健・福祉等関係者が連携して在宅療養児を持つ家庭を支援するため、対象者に対して在宅療養児支援連携手帳（「たんぽぽ手帳」、「はぐくみノート」）及び医療・保健・福祉ガイドブックを配付すると共に、関係者等への研修等を実施する。

（2）在宅療養児支援体制検討委員会の開催

医療的ケアを必要とする在宅療養児支援の連携体制を構築するため、学識経験者、医療関係者、当事者（保護者）、市町村、保健所等を構成委員として、事例に基づく支援体制の検討や調査等を実施する。

5 留意事項

（1）関係機関との連携

医療機関、訪問看護ステーション、市町村等の医療・保健・福祉関係団体等との密接な連携を保つものとする。

（2）個人情報の保護

在宅療養児及びその保護者に関する情報の取扱に関しては、プライバシーの保護に配慮するものとする。

（3）その他

事業の実施にあたっては、既存の保健所事業等との効果的な連動を図ることとする。

なお、在宅療養児支援連携手帳の運用については、平成26年3月24日付け6こ第188号「『在宅療養児支援連携手帳』の送付及び運用について」に基づくこととする。

6 報告

この事業の実施計画書については、別紙様式1により前年度3月末日までに、実績報告書については、別紙様式2により事業完了後1か月以内又は翌年度4月10日のいずれか早い日までにこども総合対策課長あて提出すること。

附則

この要領は、平成26年度から適用する。

附則

この要領は、平成27年6月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。